

# 児童養護施設における特別支援が必要な児童の実態と

## 求められる支援

渡邊 恵梨佳

キーワード：特別支援、発達障害、

近年の子どもを取り巻く課題として、発達障害など特別な配慮が必要な子どもの増加が挙げられる。また、行動問題として表出されやすい子どもの背景要因の一つとして被虐待がある可能性も指摘される。発達障害者支援法が2004年12月に議員立法で成立し、近年では教育・福祉・司法などの多くの分野において子ども達を取り巻く様々な分野で「発達障害」に関する様々な研究が注目されている。なかでも、「被虐待児」と呼ばれる虐待を受けた子どもが見せる行動特性が、発達障害児の行動特性とよく似ているという関連性についても言われている。被虐待児が多く入所する児童養護施設には、虐待経験のある子どもや発達障害又はその疑いがある子どもたちの入所が増加している。しかし、子どもが抱える身体的、心理的な様々な課題に対し、施設現場では支援方法を模索している現状もある。

本稿では、虐待を受けた子ども、発達障害の子どもなど特別な支援が必要な子どもへの支援に焦点を当て、多くの要保護児童が措置される児童養護施設に着目した。児童養護施設で生活する児童における発達障害等に関する国内の文献を概観し、児童養護施設における実践の方向性について検討することを目的とした。

### 1. はじめに

近年、社会的養護に関わる子どもの中で何らかの障害（発達障害）を持っている、またはその疑いがあることが多くある。発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。発達障害のある幼稚園児、児童生徒への支援のために特別支援教育をさらに充実させるような取り組みが教育の場面では行われている。

社会的養護の施設では、様々な子どもに対する養育ニーズが多様化し、心のケアが必要な子どもたちや個々の発達の支援が必要な子どもが増えてきている。つまり、特別な配慮が必要な子どもの入所が増加しているということである。子どもたちの中には、家庭などで傷ついて入所してくる子どももおり、そのように虐待を受けた子どもたちは、心の奥深くに大きな傷（ト

渡邊：児童養護施設における特別支援が必要な児童の実態と求められる支援（トラウマ）を負っている場合がある。また、入所してくる子どものなかで、知的障害や発達障害など何らかの「障害あり」と考えられる子どもが4分の1近くいるのも現状である。児童養護では、社会においてすべての子どもの健全な成長発達過程を援助促進し、子どもたちが将来社会で活躍でき独立していけることを目的として、社会や大人の側から子どもたちに対して働きかける活動やサービスプログラムのすべてをさしている。家庭環境など何らかの事情により養護を必要とする子どもたちは身近な社会の中に存在しているということである。児童養護施設では、対人関係や感情コントロール等、養育上の様々な課題をもった子どもたちの心の内面を理解しつつ、専門的な支援を行っている。そしてまた、家族関係を修復し、再び家族とともに生活するための再統合に向けた支援も行っている。

社会的養護はこれまで様々な社会的理由による限られた人を対象としていたが、その対象者も年々拡大傾向にある。いわゆる家庭での養育困難という状況は、虐待、障害、経済的困窮、ひとり親家庭等の要因によるものだけでなく、家族関係・育児疲労などへと拡大し続けている。また、子育て不安・育児支援など保育・教育現場・行政機関・医療機関との連携を図りながら社会的養護の位置づけを考えていかなければならない状況でもある。また、そこで働く保育士や児童指導員等も子どもたちや地域にとっての良き人的環境となり影響していかなければならないのだろう。

## 2. 児童養護施設の役割

児童養護施設の役割として期待されるのは、虐待など窮地を脱した子どもたちの安全確保とトラウマの治療、家族再生化の取り組み、被虐待児以外の子どもへの発達の課題への試みや身体的援助を必要とするものなど、一人一人の生活習慣をはじめとするしつけ、将来的な自立へ向けての指導などである。保護者と分離された子どもたちの支援の在り方は幅広くある中で、養護問題を背景に抱える子どもたちが入所し、生活を営む施設として児童養護施設がある。その歴史は古く、家庭における養育が困難になった子どもたちを長く支えてきたが、社会の変化と養護問題の変遷に伴い、実親が存在していても適切な養育を受けられず入所に至る子どもが増加するなど、多くの課題を抱えた子どもたちへの入所に対し、施設での援助実践は困難さを極めている場合もある。たとえば、虐待を受けた子どもなどの心理的課題への関わりや子どもたちが表出する様々な行動への対応、分離後の親子関係の調整、家庭復帰が困難かつ問題を抱えた子どもの自立支援など、生活上の課題が多く生じている。これらの対応として、保育士、児童指導員という職種に加え、1999年からは「心理療法を担当する職員」の配置が可能となり、心理職員による心理面のケアの充実へ向けた援助が行われるようになった。さらに2004年には入所児童の保護者に対し、早期の家庭復帰や里親委託のための相談指導を行う役割を担う家庭支援専門員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置される等、児童養護施設が抱える課題に対する一定の措置が取られてきた。このように、職員配置の整備がなされる一方、子どもた

ちの生活に直接的に関わる職員にとっては困難な現状が続いており、現場の疲弊した状況もある。

少子化、核家族化をはじめ昨今の社会経済状況の変化により家庭だけで子育てすることが難しくなっており、家庭養育機能の低下によって親による子ども虐待が増えてきているため、虐待の発生予防から再発防止といった取り組みは社会的な緊急課題であるといえる。この中で児童養護施設では、不適切な環境におかれている多くの子どもたちを受け入れ、心身の健全な成長を保障していく役割を担っている。また、虐待を受けた子どもたちの増加により、施設に入って生活支援を受けながら、心のケアを必要とする子どもが在宅に留めおかれるという問題もある。さまざまな課題を抱えている子どもたちに合った支援やケアを行うためには、今後も施設における手厚い援助が必要となってくるだろう。個々にあった環境や支援の幅を広めるために児童養護施設や里親といった、子どもたちを受け入れる場の拡大も必要である。

### 3. 特別な配慮が必要な子ども（被虐待児と発達障害）について

近年、被虐待児が見せる行動特性が発達障害児の行動特性とよく似ているという研究結果が出ていることから、児童福祉の分野において子ども虐待と発達障害の関係性が注目されている。児童福祉施設最低基準の課題などと絡め、今後の児童養護施設における発達障害児に関する課題について考えていかなければならない。

野津(2004)は児童養護施設入所児童を対象とした発達検査を実施し、虐待以外の理由で入所している子どもと比べ、被虐待児は発達指数が低く、認知面と言語面に差があること、加えて特にネグレクトの子どもが顕著に発達面の影響が出現することを明らかにした。また堤ら(1996)は、入所前に虐待経験を受けた子どもと不適応行動の関連について調査している。結果からは、入所後に示す子どものシンナー吸引や万引きなどの「逸脱的行動化傾向」、他者への暴力や威圧的な態度などの「暴力的行動化傾向」、学校や学習に対する無気力などの「意欲喪失」、自己中心的行動や欲求固執などの「自己中心的傾向」、身体症状や無気力状態などの「身体症状化傾向」、および大人びた態度や強迫傾向などの「不安に基づく偽成熟性」といった不適応行動と虐待体験に強い関係が見いだされたことが明らかになっている。このように、調査はまだ少ないが被虐待と発達障害や行動上の問題は関連するところがあることを指摘している。被虐待児が多く入所してくる児童養護施設は、何らかの問題を抱えた子どもが多いということが言えるのではないだろうか。そのため、問題を抱えた子どもたち一人一人を支えるために、特別な配慮を必要としている子どもたちを見落とさず、目を配らなければならぬのである。

## 4. 児童養護施設における被虐待児と特別な配慮が必要な子どもの現状

### (1) 児童養護施設における被虐待児の現状

児童虐待防止法が平成12年に成立してから18年経過する。近年は、虐待の関心や認知度も

渡邊：児童養護施設における特別支援が必要な児童の実態と求められる支援高まり、それも比較的短期間に児童虐待の社会的発見がされるようになり、社会的対策が進展してきたことがわかる。この児童虐待問題の発生要因に関しては、多様な議論が展開されているものの未だ統一的な見解を得るには至っていないのが現状である。そうした中で、いわゆる「精神障害のある保護者による児童虐待」問題がある。精神障害には多様な疾病や状態像が含まれており、それぞれの特性や対応も一様ではない。ところが、そうした精神障害の詳細を明らかにした上で児童虐待との関連性や、精神障害が児童虐待と結びつく可能性も視野に入れておきたい。さらに、精神障害のある保護者の支援を含めた児童虐待への介入・支援方法に関する検討も不十分であり、精神障害のある保護者の元で暮らした子どもの発達や情緒への影響も明らかにしていく必要があるだろう。単に障害の有無だけではなく、その人間関係や環境的要因、医療および福祉その他に渡る多様な社会資源やサポートの有無によっても大きく変化する。このため、精神障害のある親による児童虐待問題についても、同様の視点で捉えるべきだろう。家庭を営み子育てに取り組むときに、その保護者が精神障害と重なった場合、そこにはどのような支援上の課題が生じるのだろうか。精神障害を含むメンタルヘルス上の問題を抱える保護者による児童虐待の実態、不適切な関わりの中で暮らしてきた子どもへの影響、その支援課題をソーシャルワークの視点から明らかにすることも今後期待される。

## (2) 児童養護施設における特別な配慮が必要な子どもの現状

児童養護施設に被虐待児の割合が増加する一方で、浮かび上がってくるのは疾病や発達障害を持つ入所児童の増加である。厚生労働省による「児童養護施設入所児童等調査」によれば、2003年の児童養護施設入所児童における「障害有」の割合は20.2%となっており、前回調査時(1998年)の結果である10.3%に比べて急増傾向にある事がわかる。特に「その他の障害等」の増加が著しく、前回調査時の3.2%から8.3%と2倍以上に増加している。

児童養護施設における障害等の割合推移		
調査年 (年)	「障害等あり」の割合 (%)	その他の心身障害 (%)
1987	8.3	2.6
1992	9.5	2.5
1998	10.3	3.2
2003	20.2	8.3

(出展：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」)

他にも後藤(2008)は、栃木県内の6施設の児童養護施設に焦点を当て、その実態を調査している。調査からは、知的障害や発達障害の医学的診断を受けている子どもが7.8%存在したこ

と、また診断は受けていないが何らかの障害の疑いがあるとされた子どもを含めれば全体で38.8%の子どもに特別な配慮が必要であることを明らかにしている。

長谷川(2007)は、全国の児童養護施設を対象としたアンケート(有効回答数162施設)において「施設に何らかの障害をもった子どもがいるか」という問いに対し、159の施設が何らかの障害をもった子どもがいると回答している。これは数値にして約98%であり、ほぼすべての施設に何らかの障害を抱えた児童がいることになる」と述べている。

社会的養護施設の中には、入所型の障害児施設があるにもかかわらず何らかの障害を抱えた児童が児童養護施設に入所してくるケースが増えている。本来、児童養護施設が障害児のために支援機能を有した施設とは言えない。今後も施設のケア体制の充実は、重要な課題となっている。したがって、障害を抱える児童は本来であれば障害児施設の対象となる子どもであるはずなのだが、実際には今もたくさんの障害児が児童養護施設に措置され続けている。

### (3) ある施設の特別な配慮の必要な児童の割合

A県のB児童養護施設での発達障害・特別な配慮が必要な子ども実態を調べると、知的障害や発達障害の医学的診断を受けている子ども(主に療育手帳を取得している子どもの人数)は、全体で6名(8%)である。医学的診断を受けていないが疑いがあるとされたのは、13名程であり合計19名(約28%)の子どもに知的障害か発達障害があるという結果になった。後者の、疑いがあるという子どもに関してはあくまでも、医学的診断にて可能性があるかもしれないという助言をもらったり、生活上支障はなく診断名をつけるほどではないが少し配慮が必要だと言われたりした人数である。しかしながら、1施設の実態だけが疑いがある子どもも含めると施設全体の約3割を占めており、約3分の1が何らかの発達障害または疑いがある子どもがいるという結果となった。

### 考察・まとめ

いま、社会的養護では高機能化・多機能化が求められる時代となっている。従来の、何らかの理由によって家庭から離れて生活しなくてはならない子どもたちを養育するだけの場ではなくなってきた。入所している子ども全員に対し、多面的理解が求められているといえる。

実践を担う職員は、子どもたちの抱える背景だけではなく、彼らの葛藤や、ストレス、コミュニケーションの質的障害から引き起こされる様々な行動に対する援助の困難さに直面している。しかしながら、どのような現状におかれたとしても、子どもたちの「生活」は止まることなく、児童養護施設において営まれているという現実がある。そして、それを第一線で支えるのは児童指導員、保育士をはじめとした施設職員である。未だ、大舎制が大部分を占める養護系施設の実態、施設の職員体制をはじめとした法的課題、入所している子どもたちが抱える課題など、背景要因の検討の必要性は後を絶たないが、いかなる場合においても、社会的養護の

渡邊：児童養護施設における特別支援が必要な児童の実態と求められる支援使命として子どもの権利、そして成長発達が支えられるべく援助実践が行われなければならない。では今後、子どもと向き合う際、どのような枠組みで子どもの抱える課題を理解していけばよいか、その基盤となる実践理論、また方法論とは何か。現場が疲弊し、混乱していることが指摘され続ける中、これらの問題について、現場の実践を通し、子どもと職員の間から生活上の課題を抱える子どもへの支援の在り方など、具体的な現場実践のありさまを追及していくことは意味深いと考えられ、学生の間イメージしておくことも必要なのではないかと考える。

また、何らかの障害をもった子どもの増加傾向に合わせて、児童養護施設の職員配置基準の問題も出てくるだろう。そもそも、児童養護施設の人員配置は昭和 51 年から 30 年以上変わらない職員配置基準でやってきていた。施設に入所した子どもたちの生活は職員がチームケアにより支えている。とくに虐待を受けた子どもは親との愛着関係が確立されていないため、職員との間に愛着関係を再形成し、信頼関係を築いていけるようきめ細やかな養育が求められる。しかし、現在の職員配置基準では、24 時間 365 日、こうした養育を安定的に実施していくことはきわめて困難。現状は、3 歳未満の幼児・子どもおおむね 2 人につき職員 1 人以上、3 歳以上の幼児・子どもおおむね 4 人につき職員 1 人以上の配置基準で遂行している施設が多いだろう。また、職員の多くは保育士や児童指導員であり児童養護施設の養育や発達支援の質を高めていくために、専門知識を持った職員の配置増加なども将来必要となってくるだろう。

そして、障害の有無や疑いのある子どもに対しては、ラベリングされた障害名にこだわらず、子ども一人一人の生育歴や背景を考慮し施設全体で多面的に理解していく必要がある。また、職員間で情報を共有し同じ方向性を持った支援を心がけ、様々なアプローチをしていけるよう、職員自身も研修等で学びを深める必要がある。児童養護施設においては、1999 年から心理療法担当職員の配置が可能となり、2006 年からは常勤化も可能となっている。常勤化されたのには、やはり問題や課題を抱えている子どもたちが多くいることと、それが施設内で表面化されることが多く、特別な配慮が必要だということが考えられるだろう。また、心のケアや発達に関する専門的知識と様々なアプローチ法（心理療法）を現場に取り入れていく必要性もあるからだろうとも捉えられる。個々の子どもたちに合わせた発達支援や心のケアを行うためには、アセスメントが重要となってくる。社会的養護を受ける子どもたちに知能面で課題が生じやすいことは多くある。また、知能は高いのに学業不振が顕著である子どもは社会的養護において非常に多いことがうかがえる。知的・発達を図るツールとしてはウェクスラー式の知能検査や新版 K 式発達検査 2001 が多く使われている。この検査は本人の認知機能を測定するものであり、知的能力という一側面で子どもをアセスメントしているに過ぎないが、知的障害として療育手帳の取得、それに基づく障害支援の枠組みを使うことは、社会的養護を受けている子どもたちに対する公的支援として使われやすい面がある。また、この検査結果により発達障害の診断などはできないが、この結果によりどういう具体的な支援をする必要があるのかを示すため

のアセスメントツールであるといえる。このようなツールを使いながら子ども一人一人に合った自立支援計画や発達支援や心のケアのアセスメントをしていくことが重要になってくるのだろう。そのために、生活支援をしている保育士や児童指導員だけではなく、心理療法担当職員や個別対応職員、児童相談所の職員と連携しながら作成していくことも必要だろう。今後このような機会が増えることも考えると、現場の保育士や児童指導員にも専門性を持った多角的な視点で子どもたちを見てアセスメントしていく力も必要となってくるのだろう。社会的養護に関わる子ども自身が持つ支援ニーズを第一に考えることが一番重要であることを忘れてはならない。まずは、一人一人の子ども自身が持っている支援ニーズを多面的にアセスメントし、職員間などで共有することが大事である。子どもたちの将来や今後を考えた視点を持ち、子どもの最善の利益を考えて、施設内や関係機関など多くの人と共有することが第一であるだろう。社会的養護で生活する子どもの発達支援には、日々の生活の中での治療的な関わりも重要となってくる。だからこそ、他機関・他職種による協働が大事でありチーム全体で役割分担をして子どもの支援にあたることが望ましい。

最後に、現状では社会的養護の現場では何らかの障害ありとされている子どもと、特に表面的な大きな問題のない子どもが混在している。まず、集団生活をしている施設がまだまだ多い社会的養護では、障害のある子どもにとっては刺激が多い環境といえるだろう。また、周囲の子どもたちに「障害のある子」の理解をしてもらうことも難しい課題である。職員で子どもを理解することも大事だが、施設全体で障害のある子どもの理解ができる環境や特別な支援を要する子どもへの配慮、体制作りも今後求められるだろう。社会的養護に関わる保育士や児童指導員には、発達障害あるいはその疑いがある子どもが増加している現状を踏まえて、実践に至っては障害特性への正しい理解、行動、生育歴、そして施設環境（人的、物的含む）等のアセスメントを行ったうえで、施設内での支援の在り方や、施設外との連携の在り方を構築していく必要があることを理解してもらいたい。発達障害のある子どもは、施設内で生じる人間関係のつまずき、言語コミュニケーションや身辺整理の難しさ、また施設退所後の進路や家庭復帰の問題など、多くの課題が挙げられる。しかし、現実にはこれらの課題に対する援助方法は十分に確立されているとはいえず、施設において集団生活に不応を起す子ども、心理面のケアを必要とする子どもが増加していることや職員配置数などの問題から、彼らへの対応や支援策は個々の施設の努力にゆだねられている現状であると考えられる。そのため、共通して言えることは、まず虐待経験を持つ子どもや発達障害の子どもが示す状態を理解し、それに応じた関わりをするということである。被虐待児に対する「治療的」な関わりの必要性もあるように、障害のある子どもに対しては「療育的」な関わりの視点を併せ持つ必要があるのではないかと考える。しかし、入所する子どもの場合、それぞれの抱える養護問題の個別性は高く、親子関係、虐待の状態、年齢、生育環境、障害の有無によって大きく異なる。しかも、児童養護施設という環境は大部分が大舎制であり、愛着形成など対人関係の細やかな配慮を必要とし、

渡邊：児童養護施設における特別支援が必要な児童の実態と求められる支援集団による生活のしづらさを抱える障害を持つ子どもにとっては、問題を拡大させる可能性もある。

子どもたちを取り巻く人的環境である職員の現状を理解し、そのあり方を追求する必要もある。虐待経験を持つ子どもが職員に示す試し行動をはじめとする特徴的な行動は職員を巻き込み、大きなストレスを与える。子どもの対応に加え、職員には子どもの身体的ケア、家族への支援、地域や学校などとの関係、事務作業など、あらゆる業務を担っているが、さらに特別な配慮が必要な子どもに関する専門性の向上が問われていくだろう。特別な配慮が必要な子どもの支援に、専門職だけが関わっていくのではなく、保育士や児童指導員も生活支援だけの関わりだけでなく、生活の中に細やかな配慮が導入できるように施設職員全体で専門性や質の向上をしていく必要があるだろう。今後、保育士や児童指導員に求められることや期待されることは増えていくだろう。

## 参考・引用文献

全国児童養護連絡協議会

長谷川真人 (2007) 『子どもたちのもう一つの家 児童養護施設における自立支援の検証 ―未来を担う子どもたちへの支援を目指して』 三学出版

松宮透 (2008) 『被虐待児童事例にみる親のメンタルヘルス問題とその支援課題 児童養護施設入所児童の調査を通して』 川崎医療福祉学会誌

後藤武則・池本喜代正 (2008) 『栃木県の児童養護施設における発達障害の実態と処遇』 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要

中川綾 (2010) 『児童養護施設に抱える今日的課題の検証 ―職員の労働環境に主眼をおいた群馬県内施設への実態調査―』

山本佳代子 (2011) 『児童養護施設における実践研究に関する一考察』 山口県立大学学術情報第4号 社会福祉学部紀要